

一般社団法人日本拳法競技連盟:スポーツ団体が「ガバナンスコード」中央競技団体向け「遵守状況に関する自己説明及び公表内容

2021.3.31.

審査項目 通し 番	原則	審査項目	自己説明 進捗状況は、担当者が5W1H報告を行い 他の理事と共に、PDCAを加え進めています	証憑書類
1	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	① 一般社団法人日本拳法競技連盟(以下本連盟または、競技連盟という)、創始88年に当り、創始100年に向けて、下記目標に向けて、本連盟会員一同一丸となって取り組んでおります。 ② タイトル:For 100th year anniversary of Nippon kempo (SUB:日本拳法・創始100年:オリンピックを目指して) ビジョン- オリンピック種目達成に向けての三事業計画 1, 短期3ヶ年事業計画(短期計画) … 詳細は添付資料にて説明 2, 中期3ヶ年事業計画(中期計画) … 〃 3, 長期6ヶ年事業計画(長期計画) … 〃 ③ 今後、永年ご後援を賜っています皆様方並びに、競技連盟・役員・会員の皆様方より広くご意見を頂き、目標達成に向けて進めてまいります。	1, For 100th year anniversary of Nippon Kempo
2	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2)組織運営強化に関する人材の採用及び育生に関する計画を策定し公表すること	【人材の育成】 1, 三事業計画達成のため、内部人材の発掘等により、有望人材の育成を行なってまいります。 2, 人材は【宝】 そのために、10年・20年先を見越した人事制度と、組織体制で望んでいます。 ※ 組織にて、人材育成の分かる仕組みの構築を致しました。 3, 育成機関・育成方法・諸規定の充実を図ります。 4, 今後、外部人事教育制度の導入も整え、人材教育に力を注ぎます。 5, 女性理事・役員登用につきましては、まず、部門適任者から選出を行い、育成機関を経た人材から、順次可能な限り女性理事の登用を行ってまいります。 6, 外部理事・委員委嘱は、現時点で数名の弁護士、会計士等に、必要に応じ参画いただける態勢をととのえ進めてまいります。	1, 積極的に外部人材育成機関の講習会等へ、積極的に参加し対応してまいります。 2, アビームコンサルタントマネージメント社等の、マネージメント教育講座等に参加
3	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3)財務の健全性確保に関する計画を確保し公表すること	1, 年度毎の、本部作成・財務(収支計画)事務局案の元、理事会諸提案を受入れ、短期・中期事業計画毎に、毎年財務計画計上、改定を行い進めてまいります。 2, 現時点では(ボランティアが中心で)・スポンサーはありません。 3, 今後安定収入を図るための、会費見直し、公的助成金申請等を含め、資金確保の多様化を図り長期計画の中に組みこみ、財務の安定化に努めてまいります。	1, 全理事にてJSPO正会員記念スポンサー募集開始 2, JSC・JSPO等その他財団助成金申請開始
4	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定すると共に、その達成に向けた具体的な方策を講じること	1, 現在の理事(12名)・(女性0名)・外部理事(0名)であります。 2, 今後女性理事につきましては、(項目2)理事育成機関を経て、可能な限り順次採用を増やしていく予定です。(前倒しも実施できればと考えます。)…現時点での最終女性の構成比率は未定です。(課題:目標如何に40%以上に出来るか) 3, 同時に、事務局も広く人材を募り、充実させてまいります。 4, 外部理事につきましては、当面、弁護士・公認会計士・学識・有識者の中から、臨機応変に対応してゆきたいと考えております。 5, いずれもガバナンスコード(GC)目標達成のため、短期事業計画完了時までには、方針確定させたいと考えております。	1, 理事(役員含む)選出規定及び次期役員候補者選定委員会運営規則 2, 理事・監事名簿

5	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会置くNFにおいては、外部評議員及び女性票議員の目標割合を設定すると共に、その達成に向けた具体的方策を講じること	1, 現在、評議員制度は設けておりませんので、公表内容に該当致しません。	
6	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に繁栄させるための具体的な方策を講じること	1,1種目の団体ですので、特にアスリート委員会は、現在設けていません。 2, 加盟団体代表者会議等にて、アスリートの意見を聞く場を設けます。 3, 将来的にアスリート委員会の、設置が必要となった場合、アスリート委員会メンバーを検討したいと考えます。	1, 加盟団体代表者会議
7	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	1, 理事会を現行の12名(職域・地域・允許・等体制)から、将来を見据えより意見広く意見の聞け・事業等運用担当制の、組織体制(執行理事)へ移行してまいります。 2, 現在、委員会は多数設けています。また、前述の執行理事制を導入し、各部会・委員会の上に執行理事を配置し、運営の活性化を図ります。 3, 新規組織運営体制にて、一層の充実を図ってまいります。	1, 理事会・部会・委員会名簿
8	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	1, 理事の就任規約を10年にできるか、別途「理事規約改定委員会」を設け検討致します。 2, 同時に、年齢・就任時・定年制含めて再考し、短期計画計画完了までに安定できるよう、広く人材を求め・規約等見直し含め検討してまいります。 3, 学識経験者の理事は現在いません。 (1, 激変緩和措置の対象として、短期計画完了(2023.3.31)まで整備致します。)	1, 理事会規約 2, GC原則2の激変緩和措置
9	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【8】と同時に検討してまいります。 1, 理事の就任・再任等についての任期制は現在ありません。 2, 2017.2.23.設立の団体なので、今後、新組織体制をふくめ、短期計画内にて検討してまいります。	1, 理事・役員選考委員会
			(2, 激変緩和措置・設立間もない団体なので、広く人材を求め、新人育成期間を考慮し、年齢制限・登用年齢等、考えてまいります。)	1, GC原則2の激変緩和措置
10	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	1, 現在組織として規定等ありません。 2, 今後、将来の理事候補者を含め、人材の育成事業として、「仮称・理事・役員選出委員会等」を設けます。 3, この中に外部理事・委員等の招聘を行い、次期役員選定委員会(女性含め)にて編成を考えております。	
11	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1)NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	1, 役職者・委員会委員・JSPO登録者については、本連盟の倫理。懲戒規定に則り、法令遵守及び本連盟の諸規定、並びに社会規範上の不適切な行為を行なわないよう記載し、行動指針を指導者講習会等にて行なっている。 2, 加盟団体における倫理に関するガイドラインを設けて対応しています。	加盟団体規定 倫理・懲戒規定
12	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	1, 定款及び各種規定を整備しております。	定款・登録規定・加盟団体規定

13	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2)その他組織運営に必要な規程を 整備すること ②法人の業務に関する規程を整備し ているか	1, 法人運営に関する規定は、JSPO入会申請時、全て準備揃えました。	競技連盟旅費規定・競技連盟会費規定
14	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2)その他組織運営に必要な規程を 整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	1, 役職員に対する、報酬・等規定は、定款・及び内規にて作成済です。	定款・役員に関する報酬並びに、旅費 規程
15	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2)その他組織運営に必要な規程を 整備すること ④法人の財産に関する規程を整備し ているか	1, 定款第6章資産(財産)及び会計第39条～第44条に、定めています。	定款・寄付金取扱規程
16	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2)その他組織運営に必要な規程を 整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を 整備しているか	1, スポーツ少年団登録規定は現在ありません。今後作成致します。 2, 公認スポーツ指導者登録制度は現在ありませんが、2021.4.1. JSPO公認拳法コーチ1・2のカリ キュラム作成開始の認可を受けております。 3, 加盟団体規定にて、加盟・脱退・指導・監督・処分等について定めています。	定款・加盟団規定
17	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3)代表選手の公平かつ合理的な選 考に関する規程その他選手の権利 保護に関する規程を整備すること	1, 予選会の有る大会には、事前に選定基準を設け開催しています。 2, 予選会無し、各競技連盟主催大会は、大会要項に記載しています。 3, 本連盟の主催三大会は、HPにて大会案内・募集要項へ掲載し、広く参加者を募っております。	大会募集要項・大会案内へ参加資格記 載
18	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4)審判員の公平かつ合理的な選考 に関する規程を整備すること	1, 日本拳法競技規則(試合規則・審判規則)は完備されています。 且つ、審判要領については、HPにて詳細に動画等見られるようになっていきます。	日本拳法競技規則
19	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5)相談内容に応じて適切な弁護士 への相談ルートを確認するなど、専 門家に日常的に相談や問い合わせ をできる体制を確保すること	1, 必要法律案件に関し、顧問弁護士・公認会計士・学識経験者、と連絡を取り、対応しています。 2, 今後、国際大会の増加も見込まれ、国際的な経験豊富な有識者等を選任、対応できる体制作りを 行っておりまいます。 3, 長期計画の出来る体制を望んでいます。	1, 国内対応名簿 2, 本連盟組織図 3, 役員名簿 4, 委員会名簿
20	[原則4]コンプライアンス委員 会を設置すべきである。	(1)コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	1, コンプライアンスに関しましては、定款第11章に記載あります。 2, JSPO申請時に詳細記載・報告書類作成し、了解を得ています。 3, コンプライアンス委員会は設けていません。今後、理事会に諮り検討してまいります。 4. 不祥事発生の時には、公正な体制を作り対応してまいります。	定款・名簿
21	[原則4]コンプライアンス委員 会を設置すべきである。	(2)コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者 等の有識者を配置すること	前項のとおり検討してまいります。	

22	[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1)NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	1, 毎年指導者講習会(年1回開催)にて、(コンプライアンス・ドーピング問題2012年度秋より・柔道のパワハラ問題に端を発し)開催、(2020年度はコロナ禍により中止)実施しています。 2, 支部団体向けには行っていません。 但し、指導者講習会参加者の中には、支部役員がほとんど含まれており、今後は、地域・職域別等、開催も考えてまいります。 3, 新たな理事候補者には、インテグリティ(高潔さ・知性・活力)セミナー等の講習会への参加を積極的に働きかけ、知識の共有化を図ってまいります。 アビーム社等	1, 大阪弁護士会スポーツエンターテインメント実務研究会より、講師の弁護士先生により開催 2, アビームコンサルティングマネジメント社の講習会受講等
23	[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	1, 現在は、指導者のみを対象に行っており、選手までには至っていません。 2, 選手への対応は、執行理事により、地域・職域別等に、マニュアルに添ったコンプライアンス・法令・教育を、実施してゆきたいと考えています。 3, また、指導者講習会后、それぞれが担当団体選手等へ、行き渡るよう徹底致します。	アビーム社等の後援受講
24	[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3)審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	1, 現在は、審判員単独では行っていませんが、本連盟主催三大大会の審判員は指導者でも有り、下部組織の全国大会に参加の審判員を含め、年1回の指導者教育の中で、コンプライアンス教育等に参加を義務付けています。	22項目に同じ
25	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(1)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	1, 現在専属契約は行なっておりません。 2, 本連盟の団体相談窓口となって頂ける方々に、即時対応いただける体制を敷いています。 3, 同時に、今後は運営方法等を明確に規約・文書化して対応致します	
26	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(2)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	1, 財務・経理規定、専門家のアドバイスを受け、至急作成し揃えます。 2, 一般社団法人運営に対する、監査人を選任しています。	監事の名簿
27	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	1, 速やかに受けたいと考えております。 2, 専門家に相談し、新規年度より申請致します。	2021年度より申請予定
28	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(1)財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	1, 法令で定められている法令設置書類(定款・事業計画書・事業報告・貸借対照表・財産目録・監査報告・役員名簿・他)は、要請に応じて提出できる態勢は整えています。 2, 今後、HPに掲載できるよう致します。	法令設置書類HP掲載準備中
29	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	1, 選手選考は、各大会毎に公正な選考基準を設け、HP掲載を含め、事前に周知徹底させています。	募集要項・出場募集要項
30	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	1, 順次、重要度に応じ、GC遵守状況に関する証憑と開示を行います。	本連盟HP
31	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである	(1)役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	1, 金額の多寡・関係者との関連等の影響を鑑み、客観性・透明性について、注意を払っています。 2, 利益相反については現在ありませんが、出来るだけ早い機会に、武道他団体規定等を参考に、基準作りを行います。	倫理・懲罰規定
32	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである	(2)利益相反ポリシーを作成すること	前項(1)、と同様に、利益相反に当たる項目の洗い出しと、関連規定作りを行います。	倫理・懲罰規定

33	[原則9]通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	1, 通報制度(窓口・オープンな)を作り、NF・下部組織、いずれからも事由に対応できる体制作りを行います。 2, なお、外部専門分野窓口を設け(弁護士・会計士等・学識経験者)に相談できる体制作りを行います。 3, 実効的な内容を検討、現倫理・懲罰規定の見直し含め検討を進めます。	倫理・懲罰規定
34	[原則9]通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	1, 33項目に記載の通り、運用細則と連絡(相談)網を整備し、運用してまいります。	
35	[原則10]懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	1, JSPO加盟申請時作成・「倫理・懲罰規定 等」は揃えてあります。 2, 今後、早期に2021年度中に、懲罰・倫理規定違反者に対しての、対処運用対策等を確立させます。	倫理・懲罰規定
36	[原則10]懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	1, 処分審査を行う者には、原則4の2項・外部弁護士等有識者に相談の上、委員会を立ち上げ対応、実施してまいります。	
37	[原則11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	1, 今後自動応諾条項を定め、対応できる体制を構築致します。 2, 今後、自動応諾要綱定めに必要に応じ、運用作りを目指してまいります。	加盟団体規定
38	[原則11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	1, 倫理・懲戒規定に記載されています。 2, スポーツ仲裁機構利用出来る旨通知致します。	倫理・懲罰規定
39	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	1, 危機管理規定・JSPO運用マニュアルを参考に、早急に策定致します。	有りません。
40	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	1, 早急に内部対応マニュアルを作成し、公平中立で対応出来る、外部の有識者等に相談、運用できる体制をつくります。	JSPO入会申請時資料

41	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3)危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	1, 40項目に準じて実施致します。 2, 現在諸問題に対応できる、外部の方々を交えた体制作りを行なってまいります。	JSPO入会申請時の資料
42	[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1)加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にする とともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	1, 今後、本部以外の組織に対して、業務執行について、適切な指導、助言及び、支援を行うための方針を定めます。 2, 地方組織との関係規定を、策定し実施してまいります。 3, 普及促進(国内大会・国際大会等)を支える、NFの役目を明確に致します。	加盟団体規定・
43	[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2)地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	1, 現在行っている指導者講習会・【団体代表者会議等】を積極的に利用、本部・職域・地域・允許団体の、ガバナンス強化含めた、本連盟の運営体制の強化を図ります。 2, より一層コミュニケーションを強め、定期的な運営者教育の場を設けるように致します。	定款・組織図